

## 議案第 4 1 9 号

大田市人権センター新築工事（建築主体）請負契約の締結について

次のとおり、大田市人権センター新築工事（建築主体）請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 契約の目的 大田市人権センター新築工事（建築主体）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式（標準型））
- 3 契約の金額 3 1 5, 7 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 井口建設・石見銀山建設特別共同企業体  
代表者  
大田市大田町大田口 9 9 1 番地 1 1  
有限会社井口建設  
代表取締役 井口 克哉

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

大田市人権センター新築工事（建築主体）請負契約の締結に関する説明資料

- 1 入札日時 令和7年7月15日 午前9時30分
- 2 予定価格 315,708,800円
- 3 落札価格 315,700,000円
- 4 入札参加業者 井口建設・石見銀山建設特別共同企業体
- 5 総合評価方式による加算点について

評価項目		配点	入札者
1. 企業の施工業績 (8点)	①工事成績評定点	5	3.2
	②同種工事の施工実績	2	0.6
	③優良工事表彰	1	0.6
2. 配置予定技術者の能力 (4点)	①保有資格の有無	1	0.6
	②施工経験の有無	2	0
	③優秀建設技術者表彰	1	0
3. 地域貢献 (11点)	①島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者等の登録	3	0
	②ボランティア活動の有無	1	0.3
	③労働福祉関連の状況	2	1.3
	④若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用	1	0.3
	⑤消防団協力事業所認定	1	0.3
	⑥人権に関する取組状況	2	2

	⑦地域支援に関する取組状況	1	1
4. 技術提案 (8点)	①鉄骨工事の品質向上	3	3
	②地盤改良工事の品質向上	3	0
	③工事中の環境対策	2	2
加算点の合計		31	15.2
5. その他 (減点) (-12.1点)	①技術提案がない場合の減点	-3.1	0
	②低入札工事の工事成績が良好でない 場合の減点	-5	0
	③県内下請、県内産資材の使用義務付 け違反	-4	0
加算点・減点の合計 (A)		18.9	15.2
技術評価点 ( (B) = 100 + A)			115.2

## 6 総合評価方式による結果について

入札価格 (消費税除く) (C)	287,000,000 円
評価値 (B ÷ C × 1,000,000)	0.4014
契約金額 (消費税込み)	315,700,000 円

議案第420号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年7月31日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 財産の表示      タブレット端末    2, 463台
  
- 2 取得の目的      文部科学省が進める「GIGAスクール構想の実現」に基づき、令和2年度・令和3年度に整備した児童・生徒用端末を更新するもの。
  
- 3 取得金額        129, 504, 540円
  
- 4 相手方           島根県松江市学園南二丁目10番14号  
                     ティーエスケイ情報システム株式会社  
                     代表取締役CEO 高尾 忍

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 財産の取得についての説明資料

### 1 業者選定方法

島根県と県内市町で構成する島根県G I G Aスクール構想推進協議会が実施する公募型企画競争により選定

※令和7年度に同一のOS (Windows)を用いる端末の更新を迎える  
大田市、益田市、江津市による共同調達

### 2 参加業者（1社） ティーエスケイ情報システム株式会社

### 3 業者決定日 令和7年5月19日

### 4 取得金額決定までの流れ

#### (1)タブレット端末（キッティングを含む）取得金額の見込み

- ・ 1台あたり 55,000円
- ・ 更新台数 2,463台
- ・ 見込金額 135,465,000円 (55,000円×2,463台)

※島根県公立学校情報機器整備事業費補助金（補助率2/3）の  
上限

#### ※キッティング

端末の開梱、ソフトウェアのインストールやセッティングなど、  
児童・生徒がすぐに利用できる状態にする作業

#### (2)公募型企画競争における端末本体価格の提案

- ・ 1台あたり 47,630円（端末本体価格は3市共通）

#### (3)キッティング価格の協議（業者決定後）

- ・ 1台あたり 4,950円

※キッティングについては、3市で管理方法等の事情が異なるた  
め、それぞれの市で業者と協議し価格を決定

#### (4)キッティングを含めた取得金額の合意

- ・ 1台あたり 52,580円 (47,630円+4,950円)
- ・ 取得金額 129,504,540円 (52,580円×2,463台)